

## 『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の改定について

## 1 『まち・ひと・しごと創生』について

## (1) 「まち・ひと・しごと創生法」の制定

国では、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度な集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことを目指し、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」を制定した。

## (2) 「まち」、「ひと」、「しごと」とは

## 【まち】

国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成

## 【ひと】

地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

## 【しごと】

地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

## (3) 「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定

「まち・ひと・しごと創生法」では、【まち】【ひと】【しごと】を一体的に推進することが重要であるとされており、まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策の基本的方向等について、国が「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めることとされている。

また、都道府県と市町村においても、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（市町村においては、「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を含む。）を勘案して、それぞれの区域の実情に応じた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めるよう努めなければならないと定められている。

## 2 現在の『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』について

## (1) 位置づけ

まち・ひと・しごと創生法第10条に定める「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として策定

## (2) 対象期間

令和元年度から令和4年度までの4年間

## (3) 『第4次三鷹市基本計画（第2次改定）』との関係

三鷹市では、「まち・ひと・しごと創生法」に先行し、地方創生の核ともなる取り組みであ

る「都市再生」と「コミュニティ創生」を、平成 23 年度に策定した『第 4 次三鷹市基本計画』の最重点プロジェクトに、「子ども・子育て支援」、「健康長寿社会」、「地域活性化」などを重点プロジェクトに位置づけており、国が示す「まち・ひと・しごと創生」の方向性と一致する施策展開を図ってきた。

したがって、平成 27 年度に策定した『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』（以下「総合戦略」という。）は、『第 4 次三鷹市基本計画（第 1 次改定）』における課題認識を踏まえた基本目標を設定し、目標達成に向けた具体的な施策については、『第 4 次三鷹市基本計画（第 1 次改定）』の関連事業を再編するなど、『第 4 次三鷹市基本計画（第 1 次改定）』に含める形で策定した。

当初策定の総合戦略の対象期間は、令和元年度が最終年度であったが、上述のとおり基本計画に含める形で策定したことから、基本計画との整合性をとるため、基本計画の改定に合わせて、総合戦略についても令和元年度（令和 2 年 3 月）に『第 4 次三鷹市基本計画（第 2 次改定）』に含める形で改定した。

#### (4) 基本目標

『第 4 次三鷹市基本計画（第 2 次改定）』及び「三鷹市人口ビジョン」等を踏まえ、次の 3 つの基本目標を設定している。

基本目標 1 地域ぐるみで子どもの個性を尊重し、成長を支えるまちづくり

基本目標 2 市民がともに支え合い、健康で心ゆたかに生きがいを持って活躍できるまちづくり

基本目標 3 地域の特色を活かした持続可能で魅力あるまちづくり

### 3 国と東京都の動向

#### (1) 国の動向

国においては、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取り組みを加速化・深化することとしている。

このことから、令和 2 年度を初年度とする「第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和元年 12 月閣議決定）」を抜本的に改訂し、令和 5 年度を初年度とする 5 か年の新たな「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を令和 4 年 12 月に閣議決定した。

#### (2) 東京都の動向

東京都では、平成 27 年 10 月に令和 2 年度までを計画期間とした『東京と地方がともに栄える、真の地方創生』の実現を目指して～東京都総合戦略～』を策定した後、令和 3 年 3 月に『未来の東京』戦略』を策定し、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を勘案した「東京都総合戦略」に位置づけている。以降、令和 4 年 2 月、令和 5 年 1 月にそれぞれ『未来の東京』戦略 version up2022』、『未来の東京』戦略 version up2023』を策定している。

#### 4 『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』改定について

##### (1) 計画期間の延長について

『第4次三鷹市基本計画（第2次改定）』の計画期間は、令和4年度までとされていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、関係者との調整に時間を要し、各施策の進捗に遅れが生じていることと、令和5年4月に市議会議員及び市長選挙が執行されることから、その結果を次期の基本計画に反映するため、目標年次を令和5年度まで1年間延長するスケジュールに見直しを行った。

これに伴い、『第4次三鷹市基本計画（第2次改定）』に含める形で策定している総合戦略についても対象期間を令和5年度まで延長した。

※基本計画の策定スケジュールは、別紙「基本構想改正及び基本計画策定の主な流れ（予定）」のとおり

##### (2) 「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の勘案

市町村は、まち・ひと・しごと創生法第10条の規定に基づき、国の総合戦略及び都道府県の総合戦略を勘案し、「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地方版総合戦略の策定・改訂に努めることとされている。

国から提供された「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き（令和4年12月版）」の記載内容を踏まえ、『三鷹市まち・ひと・しごと創生総合戦略』の改定（又は策定）内容を検討していく。